

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき 講ずべき措置について(概要)

資料2-1

種の保存法の概要

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、希少野生動植物種の捕獲等及び譲渡し等の禁止、生息地等の保護、及び保護増殖事業の実施等の措置を講ずるもの。

背景

○3,596種が絶滅危惧種となっており、種の保存法の指定種を増加することが必要。しかし、二次的自然に分布する種は、指定に伴う捕獲等・譲渡し等の規制が、調査研究や環境教育等の推進に支障を及ぼすため、現行の規制対象種とするには問題がある場合もある。



←汽水・淡水魚類

チョウ類→



←両生類
写真提供:自然環境研究センター

○野生動植物種の生息・生育状況の悪化に伴い、生息域外における積極的な保護増殖が必要な種は増大の一途。政府の力だけで実施していくことは限界があることから、関連団体等と密接に連携し、取組を促進していくことが不可欠。

○国際希少野生動植物種は、高額で取引されているものが多い。商業目的で繁殖させた個体等については、登録した上で登録票とあわせて譲渡し等を行うことができるが、登録票の返納数が少なく、未返納の登録票を違法に入手した別の個体の登録票として、不正に利用した事件も発生。



例)スローロリス
写真提供:自然環境研究センター

講ずべき措置の概要

- (1) 商業目的での業者による大量捕獲のみを抑制することができる制度改正等を検討する必要がある。
二次的自然に分布する昆虫類、魚類、両生類等を想定 →
✓ 大量捕獲の抑制による希少種の保全
✓ 保護増殖事業や生息地等保護区による保全
- (2) 希少野生動植物種の生息域外保全等を行う動植物園等についての認定制度を創設し、積極的な連携を図るとともに、取組を支援することを検討する必要がある。
- (3) 国際希少野生動植物種の生体について、登録票の有効期限を設定するとともに、実務上可能かつ必要な種について、個体識別措置の導入を検討する必要がある。
- (4) その他、多様な主体による効果的な保全対策の実施、適切な登録業務の更なる推進、戦略的な絶滅危惧種保全の推進、科学的な絶滅危惧種保全の推進等のために、必要な措置を記載。

我が国の野生生物の保護と管理の一層の推進